



マイナンバーカードは お持ちですか

申請方法は、スマートフォンで交付申請書のQRコードを読み取って、メールアドレスや氏名・生年月日などを入力して、顔写真を添付して送信するだけです。

やり方が分からない方は、役場住民課で申請できます。手続き時間は5分程度!

写真撮影から申請まで全部住民課職員が行います。もちろん無料!ご家族揃ってお越しください。

平日にご都合が悪い方のために、休日受付窓口を開設しています。

赤ちゃんからお年寄りまで、ご家族全員申請しにお越しください。

マイナンバーカード交付申請後、カードの交付準備ができた方については随時交付通知書(はがき)を送付しています。

まだカードの受け取りに来ていない方は、交付通知書に記載の必要書類を持参のうえ、役場住民課窓口まで受け取りにお越しください。

なお、令和5年2月28日までにマイナンバーカードの交付申請がお済みの方は、**マイナポイントの申込期限が9月30日までです。期限近くになりますとカード交付のため多くの方が来庁し窓口が混雑することが予想されます**ので、交付通知書をお持ちの方はお早めにカード受け取りにお越しください。

※交付申請後おおむね1カ月程で交付通知書を発送いたします。

※**マイナンバーカードの受け取りは、原則ご本人の来庁が必要です。**

ただし、15歳未満の方又は成年被後見人の方には、その法定代理人が同行してください。

5月の休日申請受付・交付窓口

とき 5月27日(土)午前9時～正午 **ところ 役場 住民課窓口**

マイナンバーカードの受け取りもできます。ただし、休日窓口での受け取りは来庁者が多数により、長時間の待ち時間が生じる場合があることをあらかじめご了承ください。

※携帯電話をお持ちください。来庁者の混雑状況により準備が整うまでの間は庁舎の外でお待ちいただき、準備が整い次第、順次電話でお呼びする場合があります。

※その他の住民課業務(戸籍、住民異動、各種証明書の発行等)は行いません。

問合せ先 役場 住民課 内線121・174

★ 町公式SNSで ★
★ 情報発信中! ★

ぜひ、フォロー
してください!



Twitter Facebook



@oharu_town

@town.aichi.oharu

問合せ先 役場 企画政策課 内線 128